

■ 臨時災害放送局の開設支援に係る設備貸与の協力協定

大規模災害時に臨時災害放送局を開設しようとする地方公共団体から設備貸与の要請があった場合、北陸総合通信局の臨時災害放送局設備や一般社団法人日本コミュニティ放送協会北陸地区協議会加盟の放送事業者が所有する予備の放送設備を迅速に貸与するための協力協定です。

地方公共団体においては、FMラジオ放送を通じて地域住民への被害の軽減に関する災害情報の早期提供が可能となります。

北陸総合通信局 報道発表（2017年9月27日）

[「（一社）日本コミュニティ放送協会北陸地区協議会との間で臨時災害放送局の円滑な開設支援に関する相互協力協定を締結」](#)